

第十三回国 参議院大蔵委員会會議録第五十五号

昭和二十七年五月二十二日(木曜日)午前十時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 平沼彌太郎君

委員 大矢半次郎君

伊藤 保平君

菊川 孝夫君

木内 四郎君

岡崎 眞一君

黒田 英雄君

西川甚五郎君

溝淵 春次君

小林 政夫君

小宮山常吉君

田村 文吉君

森 八三一君

野溝 勝君

下條 恭兵君

菊田 七平君

油井賢太郎君

木村禧八郎君

國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

政府委員

大蔵省主計局長 河野 一之君

大蔵省主税局長 平田敬一郎君

大蔵省理財局長 酒井 俊彦君

大蔵省銀行局長 河野 通一君

事務局側

常任委員 木村常次郎君

常任委員 小田 正義君

常任委員 小田 正義君

説明員

大蔵省銀行局長 高橋 俊英君

資金運用部長

本日の會議に付した事件

○國民貯蓄債券法案(内閣提出、衆議院送付)

○設備輸出為替損失補償法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(平沼彌太郎君) では五十四回の大蔵委員会を開会いたします。

國民貯蓄債券法案について質疑を行います。

○大矢半次郎君 「國民貯蓄債券は、抽せんにより割増金を附することができるといふことになつておりますが、先般の御説明では初めは成るべく割増金は附けないでやろうというお考えなるやに伺つたのであります。實際はどういふふうによつて行くおつもりですか、少し詳しく御説明願います。

○説明員(高橋俊英君) まあ只今その銀行のほうにおきましては割増金附の定期なんかをやつておられる。昔のことを考えますと割増金の附いたものといふ、これは勸業債券、それをまあ見做つて國民貯蓄債券の割増金を附けたのでございまして、最近では割増金を附けるどころか宝くじも一方にある。非常にそつち射的的な一般的に風潮があると言いますか、慣習がついてしまつた。これは漸次一般的に是正するといふか、そつちつたものは余り好ましいものではないと考へるのでございまして、この貯蓄債券をやります場合に、今そつちつた方法で同じことを見做つて

やつても、果してそれが非常に魅力のあるものであるか、むづかしいと思ふのであります。ほかに割増金の附いたものがないといふようなときでございまして、大蔵魅力もございまして、今多少の割増金を附けても或いはそれほど魅力がないと思ふ。ですからその逆を行つて確実な利廻りになるようなものを出したほうが却つていいのじやないか。利廻りは先ほど申し上げました大体七分を下廻るような程度になります。それは五年持つといふことになりまして、その程度でありまして、くじに当る、当たらないでそんなに利廻りの差が生じない。利廻りの差が生ずるといふことは却つて大多数の人は低い利廻りを受けることになる、ですから今の時代には、却つて七分を下廻る程度でありまして、確実な利廻りになるような債券のほうがいいのではなからうかという考へもある。併しまあ實際の事情から申しますと、一般的には割増金を附けたほうが余計売れるのじやないかという考へもございまして、そこはやつて見なければわかりませんのであります。臨時金融制度懇談会等におきましても割増金を附けてまでやる必要はないように思われ成るべくなら附けないほうがいいのではなからうかという御意見もございまして、私たちとしては当分割増金を附けない方法でやつて行きたい。併し情勢によりまして、一方に電源開発等の資金を供給するといふ必要もございまして、それでは余りにも

魅力がなくて売れないといふことになりまして、年間差当り今年は六十億円、来年度は百億円くらいでございまして、その程度のもは売り捌くに必要な程度までは割増金を附けることも考へられるのでございまして、まあこれは見通しの問題でございまして、何とも申上げかねるのでございまして、私たちが少くとも今年度は割増金を附けないで売り捌いて見たら、こつちうふうによつておられます。

○大矢半次郎君 大体割増金を附けないで出した。そつちうしてこの利廻り平均は、七分平均にしたい、こつちうお話をございしますが、果してそのようにしてこれが売れるかどうか、非常に私疑問じやないかと思ひます。割引興業債券でも一年ですでに七分に下廻つていふので、五年の長いものを利廻り七分というので、果してこれが売れるかどうか非常に疑問で、魅力は全然ないばかりでなく、利廻りの点から言つても非常に不利になると思ひます。一方郵便局では定額郵便貯金の制度もありまして、あれを一体五年持つておれば、利廻りどの程度になるのですか。それらとの比較も伺ひたい。

○説明員(高橋俊英君) 定額のほうは五年というが、只今の制度を見ますと二年を越えた場合には過つて六分の複利利廻りになる、こつちうことになつていまして、二年以上、十年まではあれはその期限がございまして十年間ずつと複利でございまして、この債券は五年で期限が来てしまつたわけですが、定額の場合には十年までは複利計算をやる。その代り二年を越えた利廻りは皆同じでございまして、ずつと六分でございまして、こつちうのでございしますが、定額との相違は、主として記名であるか無記名であるかという違ひでございまして。

○大矢半次郎君 これは割引発行によるものであります。税制の關係からいへば無税になるんですか、それとも課税になりますか。

○説明員(高橋俊英君) 割引で発行いたしますものは源泉で課税はいたしません。でありますから厳密に申し上げますと、申告は普通の所得に合算して申告をして課税を受けることになりまして、この制度は皆御承知のように入れば無記名でございまして、申告しない場合には捕捉することは非常に困難である、こつちうわけでございます。

○大矢半次郎君 これは一万円以下となつておりますが、始めは額面千円くらいのもを出さうとお話でありまして、そつちうするとコストが相当高くなります。殊に或る一定の期間経過後は買上げるという制度がございまして、五年までの間に相当買上げなければならんことになつて来まして、従つてそつちういふ点を考へたいと思ひます。發行者としては非常に高い利廻りのものであるのじやないかと思ひます。大体發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○大矢半次郎君 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○大矢半次郎君 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○大矢半次郎君 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○大矢半次郎君 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○大矢半次郎君 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○大矢半次郎君 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○大矢半次郎君 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) 發行者の利廻りどの程度に見ておられますか。

○説明員(高橋俊英君) これは只今大矢委員の仰せられますように、途中で買上げますために、全部五年間でコスト、つまり発行経費や諸掛費を償却するといふわけに参りません。私たちが予想でございしますが、これはいろいろなやり方がございしますが、大体三年強くらいの平均歩留り、歩留り期間としては三年強くらいのところ、そういう前提においてこのコストを計算して見ますと、発行者たる資金運用部のコストといたしましては、利廻は六分九厘六毛といたしまして、経費を加えたコストは八分六厘四毛というふうな数字が出て来るわけでございますために、電源開発公社にこの金を以つて貸付ける場合の利率といたしましてはおおむね九分見当と考へておりますが、八分六厘四毛というのは市中におけるところの、即ち幾らか長期の資金のコストといたしましては、さほど高いとも申せない。九分で貸し得る程度であればどうやらこうややつて行けるのではないかとこのように思つております。と申しますのは、成るほど額面千円でございますが、それらの印刷等のコストにつきましては印刷用で目下準備しておりますが、普通の市中よりはるかに大分安くできるようにいたしておりますが、その券面の小さい割合にはコストは比較的上らないといふことでございます。

○大矢半次郎君 私はこれは利廻の点から言つても応募者に決して有利ではございません。ほかの銀行預金のほうには、先ほどお話がありました通り、非常に多額の割増金附のある定期預金が盛んに行われている、こういう際に、このようなものを出しても果してどの程度の消化があるであろうか、そうして英国、米國における例によりまして小額債券を出しても、途中からの買上償還をしなければならぬ数量が多くなつてペイしない。結局こういう制度は戦時以後どうしてもインフレ防止のためにやらなければならぬ場合に、事の如何を問はず資金を吸収しなければならぬときにやつて初めて効果を現わすのであつて、こういうふうな経済界の安定したときにこの制度を新らしく拵えて、而も割増金附でなしにやつたならばとても消化はむずかしい。而も資金のコストが非常に高くつきまして、資金運用部から申しまして、ほかのものが預託金五年ものは五分五厘、今度金利が上つて六分五厘ですが、その程度のものならこれは八分五厘にも当るといふのは、資金運用部の独立採算の点から言つても非常に疑問がある、新らしく起す価値のあるものかどうかといふことに非常に疑問があるのではなからうかと思つて、又その使途の方面から言つても、こういうのはむしろ郵便貯金よりも零細な資金を集めるわけですし、或いは中小商工業者の金融のほうに付けるべきものを、電源開発のほうに付けるべきものはどうかといふふうな感じがいたしますが、如何でしよう。

○政府委員(河野通一君) 御意見御尤もな点もあると思つておりますが、これは見方の問題でありまして、実は先ほどもちよつと課長から御説明申し上げましたように、この法案につきましては大蔵省内に設けました臨時金融制度懇談会にかかつたのであります。そのときの御意見を伺いますと、むしろこれは非常に消化が、実は國が発行主体になる関係もあるから、むしろ一般の銀行とかその他の金融機關を圧迫する虞れがあるのではないかと、いろいろな御意見が相当出ておつたわけですが、それらの点も参酌いたしまして、発行の総額をこの法案に書いてございすように抑えてあるわけでございますが、そういうふうな点もあつたかもしれませんが、消化につきましてはやはり國の発行いたしますものでもございすし、私どもはそう実は心配いたしております。それからもう一つ、これによつて集りました資金を電源開発へ廻すことは、どうも資金の性質から言つて適當でないのではないかと御意見、これは電源開発とは実はこの法律にも限つてはおらんのであります。長期の資金を集めまして國全体の立場から最も必要な資金にこれを振り向けるといふことは、必ずしも電源開発に限らなくても、そういうことは一つの行き方として適當なことではないかといふように私も考へております。中小金融は中小金融として別途できるだけ多額の資金を考慮するように努力いたしますが、この制度としては、源は零細な資金でもありますけれども、やはり講和後の國の資源開発というふうな、非常に大きな要請に合うような資金の運用をやつて行くことも、一つの考え方ではないかといふふうに私は考へておる次第であります。

○木村福八郎君 この貯蓄債券の発行の主体ですが、これは資金運用部特別会計で発行するの、一般会計分として発行するのですか。

○説明員(高橋俊英君) 只今の御質問にお答えいたしますが、資金運用部特別会計から発行しても差支えないと思つております。但し資金運用部特別会計の歳入になるのではなくて、資金運用部特別会計というものは多少他の特別会計と趣を異にしておりまして、おおよそ資金運用部資金というものが先に存在いたしまして、その資金に伴うところの利子、それを取扱うところの経費といふものを経理するのが資金運用部特別会計であります。つまり資金に附随するところの特別会計ですから、これは手取金及びその償還の元本は資金のほうのあれになります。歳入歳出とは関係ありません。

○木村福八郎君 そうしますと資金運用部特別会計としては、こういう債券は発行できないのですか。それで一般会計分として発行して、そうして資金運用部特別会計のほうへこれを廻す、こういうことですか。

○説明員(高橋俊英君) そうではございませんで、一般会計が発行いたしますれば一般会計の歳入になるわけでございますが、歳入といたさないで初めから資金運用部の資金となるのです。昔預金部預金法というのが資金運用部資金法の前でございますが、それによりまして、郵便貯金として受け入れである現金は、これを預金部預金とする、こういうふうになる、初めからそういうふうな国民から吸い上げて来た金が直ちにその場合は預金部預金となる、こういうことでもあります。それと同一ように、この金はどこも通さな、直ちに資金である、こういう意味でございすから一般会計との関係は全然ないわけでございます。

○木村福八郎君 関係ないようにしたのであつて、それじやどういふ根據に基いて、財政法の何條に基いてこの債券を発行するのですか、こういうことは財政法によつてできるのですか。

○説明員(高橋俊英君) その点はこれは多少議論に亘りますが、資金運用部資金法なるものは、財政法に盛り込まない部分ですね。それを規定したいわば財政法の特例的な存在である、私たちはこういうふうな考へております。財政法にはこういうふうな郵便貯金のような金を、どういふふうにするとかいふようなことは何ら規定してございませぬ。それを規定したのが資金運用部資金法でございます。その意味におきましては、資金運用部資金法は財政法の補完的な基本法規である、こういうふうな考へております。この債券の収入金が資金運用部資金として歳入歳出外資金として扱われることは、いわば資金運用部資金法の関係條文がございす。資金運用部資金法第一條及び第六條第一項の規定にかかわらず、資金運用部資金とし、ということが第三條に書いてございす。それによつて言わば財政法何條といふふうなものに基かないでこの法律によつて資金運用部資金として扱ふ、かように了解しております。

○木村福八郎君 それはわかるのですが、併し普通の預金と違ふのでしよう。一種の公債を発行するわけでしょう。それで歳入歳出に計上されない特別の資金として保有されるわけですね。そういうわけでしょう。ですからそれは財政法第四十四條には、國は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができるとなつておりますから、財政法を適用すれば、第四十四條の規定によると思つて

す。法律によつて歳入歳出に計上しない資金を保有できる、こういうふうには私は解釈しなければ、普通の郵便貯金と違ふのですから、債券を発行したり公債を発行するのですから、そういう解釈によらなければならぬのではないかと申すんですが、如何ですか。

○説明員(高橋俊英君) 只今の木村委員のお説の通りだと思ひます。私は財政法に何もなにか申上げましたが、第四十四條にそういう規定がございませう、その規定に基いた特別の法律によりまして、歳入歳出外の資金としてこれを把握する、こういうふう考へておられます。

○木村八郎君 そうですね、やはり問題が出て来ると思ひます。一、第四十四條の規定によつて、国は、法律を以て定める場合に限り、特別の資金を保有することができると、ところがこれは第四十四條の規定では大体いわれる総計予算主義で、第十四條の例外規定になるわけですが、併しそれは大体これまでござつておるのじやないですか、国債整理基金とか貿易資金とか、金資金、造幣局資金特別会計等、こういうところに適用されて、まあ本来ならば一般会計に所属すべきものを、そういうふう法律を以て特別の資金を保有する形にすることはできないのじやないかと思ひます。先ほど伺いますと、資金運用部特別会計は、これは本来そういう債券を発行する所じやない。従つて資金運用部特別会計によつてこれを発行するのじやないのですから、一応一般会計分としてこれは発行すべきものであつて、それを便宜的にこの法律によつて取扱をしようというのであつて、実はこの発行の形

式自体が私は第四十四條の精神には合つていない、違反しておると思ひます、どうですか。

○説明員(高橋俊英君) 別に併しそういう資金というものの範囲が嚴重に規定されておりました、それ以外の資金はあつてはならぬということにはならないと思ひます。ですから、これは取扱の問題でございまして、アメリカの制度ではたしか歳入に上げておると思ひますが、歳入歳出を通じてこういう債券の整理をするといふことは、これは考えられることではあります。ただ私達の考えといたしましては、昔の貯蓄債券は便宜勸業銀行に発行されて、その手取金を全部預金部に預入させ、その利子を拂つて行く、こういうやり方をしたわけでありまして、今度の場合にはまあ誰か発行するかと、今更勸業銀行は特殊銀行でも何でもございませぬし、それに発行させ預入させるといふ方法をとらなくてもいいのじやないか。但しこの資金を一般会計を通じてやるということには、まあ予算その他の關係から言つては、非常に嚴密にはなりませんけれども、前に行なつた勸業銀行に発行させてそれを預入させるといふ方法が許されておつたというところであるならば、この資金を資金運用部資金として、歳入歳出を通じて、これは主として郵便局から売出すものでありますから、郵便局でやつておる定額を無記名にしたようなものでございまして、そういう点でそれほど嚴密に歳入歳出を通さなければならぬという制約を加える必要もない。これを運用するということの主たる目的でござい

まして、いわば運用資金でございまして、資金運用部で扱つたほうがいいのじやないか。こういうふう考へてやつたわけでございます。法律上は別に一般会計を通さなければならぬという制約はないように考へておるのでございませぬ。

○木村八郎君 併しそれはこういう貯蓄債券を発行する側からすれば法律に抵触するということもありつこないで、今の財政法、それから資金運用部特別会計法を見て、こういう形式で発行するということは、その法の規定から見れば根拠がないと思ひます。やはりどうしても今のような状態になれば、こういう財政法というものがあつたらば、資金運用部特別会計法がある以上、資金運用部特別会計法で、あそこでは債券が発行できないというならば、どうしてもこれは財政法第十四條に基いて歳出に予算として通さなければ筋が通らないと思ひます。さつき運用資金であるからこれは一般会計歳入歳出に拘束されないといふ答弁がありました、そんな理窟はない。ほかに運用資金でも一般会計から繰入れておるのはたくさんあるわけですよ。出資金としてですよ。たくさんあるわけですよ。僕は理由は立たないと思ひます。こういう歳入歳出に拘束されないで、これはいわゆる公債です、それを発行する前例というものを認めることは私はよくないと思ひます。それは従来はそうだと申つても、こういう財政法ができておる以上は、第十四條と第四十四條の規定によつて、これは昔と違つて、こういう形で公債を発行すべきものじやない。私はそう思ひます、どうですか。

○政府委員(河野一之君) 貯蓄債券の発行者は政府であります、まあ従来とは違ふかもしれませんが、従来こういつたものは国の各般の支拂の財産となるべき収入というふうには実は解しておりました、従つて旧会計法でも現在の財政法でも同じであります、そういう性質のものは、これはまあ法律の立て方なり或いはいろいろ慣例なりで決まることではあります、歳入ではないといふふうには実は解して、従つて一般会計の歳入には入れない。つまりそれで出された金は、丁度郵便貯金で入つて来てその郵便貯金をほかのほうに運用して貸すというふうな現金の受入及び現金の支拂であつて、そういう金が回転しておる。国の一般の歳出に当てること、つまりいろいろな経費に、いわゆる経費に当てる収入ではないといふ觀念で、歳出と扱つておらない取扱でございます。

○木村八郎君 それは財政法第十四條の規定だと思ひます。「特別の資金を保有することができ」と。特別の資金といふのは特に歳出の財源と違ふ。歳出の財源とならない現金又はその他の資産、こういうふう解釈するものであつて、今の河野主計局長のお話では、第四十四條の解釈だと思ひます。そういうじやないのですか。

○政府委員(河野一之君) 第四十四條は、法律によるのでなければ特別の資金を持つことができない。従つて貯蓄債券として持つ資金は、この法律によつて持つ資金といふことに相成らうと思ひます。併し私が申し上げた歳入歳出に入れるか入れないかといふ問題は、財政法の二條の収入支出といふこととの定義から来るものであります。

○木村八郎君 併しこの貯蓄債券の発行については資金でしよう、これは資金です。特別の資金です。ですから第四十四條の規定によつて発行するといふようにしなければならぬと思ひます。発行の根拠としては、○政府委員(河野一之君) これは貯蓄債券の発行の根拠法でありますから、この根拠法で発行することはできる。それで持つ資金といふのは、この資金にはいろいろありまして、消費的資金或いは運用的資金、或いは整理的資金、いろいろありますが、一種の運用資金だと思ひます。この一応資金となつたものを資金運用部に入れて運用するといふ意味において、第四十四條の問題だと思ひます。併しこの資金を取得し或いはこれをを使うといふことは、必ずしも歳入歳出にそれが關係する問題ではないのであります、そういう資金を取得し、又使用することが歳入であり歳出であるかといふ問題は、財政法の二條として解決されるべき問題だと思ひます。例えは外為の特別会計のときに、外為が従来貿易勘定から資金をもちつて、外為資金といふものをこしらへた場合に、これは歳入歳出でも何でもありません。そしてそれがいろいろなものに運用されておるものは、決して歳入歳入とは考へておらないわけですよ。そういうことと同じ仕組だと私は考へております。

○木村八郎君 その歳入歳入を外すといふことはよくわかるのですよ、併しそれは国債整理基金とか、それからまあ貿易關係の資金特別会計、それから只今のお話の特別会計資金も、それだと思ひます。併しそれは特別会計法にそういう規定があるわけでしょう。

第六部 大蔵委員会會議録第五十五号 昭和二十七年五月二十二日

資金運用部特別会計法には債券を発行して、それを運用していいというあれはないと思うのです。運用については郵便貯金その他についての運用についてはあると思えますけれども、債券を発行していいという規定はない、資金運用部特別会計には、ですからその法律によつて、特別資金を保有することができるといふ場合は、何か資金のうちで、そういう資金特別会計、そういうものがなければならぬのではないのですか。

○政府委員(河野一之君) それは資金を持つこと自体に法律が要するというのでありますが、外海でもその他の特別会計でも、その資金を管理するための特別会計資金を持てるか、持てないかということとは、別個にまあ特別会計法で規定されてあることもありまして、別の根拠によつてできておるのであつて、その運用なり或いは整理についてどういふような経理でやつて行くかというものが特別会計、その場合に何を收入と見、何を支出と見るかというものは特別会計法にみえ書いてあるわけですから。殊に貯蓄債券の分は、この根拠法によつて発行したものの収入金が資金運用部の運用資金になる、つまりそこへ預けるといふ恰好になつて、それでその運用のほうは、資金運用部のほうの運用法でそれがやられて行く。特別会計法の適用を受けて何を收入と見、何を支出と見るかというものは、資金運用部特別会計法でできる、こういう問題だと私は思うのです。

○木村八郎君 運用のほうはわかるのですが、私はやつぱりこれは国債だから、本来なら私は歳入歳入予算に計上して然るべきだと思ひますけれども、この便宜法を設けて無理にそういふふうにしておりますので、どうもその根拠をいふ／＼調べて見たところ、よくわからないのです。結局四十條に基いてやるかと、資金運用特別会計で発行するかと、資金運用部特別会計ではそういうことではできないわけなので、やはり一般会計分として発行するということになると思ふのです、実質は、運用のほうは資金運用部特別会計のほうでやる。で私は大蔵大臣が見えましてこの点お伺ひしたいのですが、これは国債だと思ふのですが、法律によつて国債という取扱いをしないように、いろ／＼法律で定めてありますけれども、法律の條文の規定では国債ではないといふふうにしてあるのですけれども、実体は国債ではないのですか。

○政府委員(河野一之君) 実体はそれは国債だと思ひます。併し国債による収入金を歳入にするかしないか、これは別問題だと思ひます。で、つまりおつしやる意味は、これを一応一般会計の歳入に取つて、歳出として資金運用部に預け入れる、或いは資金部の資金にするという形を取つても實際悪いとは私は言えないと思ひます。併し財政法にあるように収入とは、国の各般の需要を充たすための支拂の財源となるべき現金の收納である。つまり各般の需要を充たすための財源であるかどうかということに附着すると思ひます。つまりこの資金は債券を発行しておるけれども、一般財源に使つてしまふ金でなしに、これが運用されて、そうしてつまり預り金のようなもので運用される、又必要があればこれを返さなければならぬという意味合であつ

て、使いつばなしの金でないという意味で、一般収入とは見ないといふふうには私は見ておるのです。

○木村八郎君 そういたしますと、普通の政府の出資金なにかどう違ふのですか。例えば日本開発銀行、そういうところの二つの運用資金になるのですか、向うへ行けば……

○政府委員(河野一之君) それは出資金といふものは向うに出した出資金でありまして、それが仮に公債で拂おうと何であろうと財源が何から出たおろし、とにかくそれは国の出資という、需要を充たすための財源である、財源と申しますか、その経費であるといふふうには財政法としては見ておる。今の場合は、おつしやるようなことをだん／＼とやつて行きますと、例えは資金部で預かつておる金は一応歳入に取つて、これを向うに出さなければならぬといふふうには、こういうことにはなるのでありますが、そういうふうなところ、つまり国民の租税負担に關係しないようなものは、原則として収入支出に入れないのだという考え方が財政法の二條にあるわけですから。

○木村八郎君 特別会計においてはそういうことはいいでしょう。特別会計においてはやつぱり歳入歳入予算を組まなければならぬ。

○政府委員(河野一之君) これは資金運用部の特別会計を御覧になりますとわかるのでありますが、財政法の二條には運用収入としては利子収入とか、或いはいろ／＼な不用財産といふものの売拂収入、そういうものが収入である、郵便貯金に入つて来ること自体は収入ではないのであります。支出のほうも貸付は支出でありまして、人

件費とか物件費といふものが支出でなければならぬ。そういうた直接特別会計としての何と申しますか、特別会計損益ということになります。損益に關係のないものは収入、支出とは見ないといふのが特別会計についての考え方でありまして、これもやはり財政法の二條から出たおる建前と少し違ひますけれども、精神的には同じことでは

○木村八郎君 その預金といふ形をといはいいのですけれども、こういう公債といふ形をとるから問題があると思ひますが、それで私は、そんならこういう形を今後とつて行けば非常に濫用の弊害が出て来ると思ひます。歳入歳出に計上しないので、それは今非常に急ぐから、電源開発資金が非常に必要で、切羽詰つて、さつき大矢さんの言われたように臨時緊急事態といふような時でなければコストを無視してこういう小額債券の発行をするものではないとは、こういう御説明があつたので、私も従来の小額債券の発行については、大矢さんの言われたことについて私も思ひ当るのですが、そういったら、これも同じように扱つておるんだという一つの議論でございまして、これも主計局長もおつしやいましたように、いわゆる歳出の経費に充てるための歳出の財源とするのではなくて、得たる金を始めから全く財源としてこれを使用してしまふのではありません、運用するのである、こういう意味におきまして、これは通常の国債とは性格を異にしております。むしろ郵便貯金に非常に近いものである、こういう觀念から資金運用部資金として……

○木村八郎君 そういふ御答弁はおやめになつていいですよ。国債といふ

るとこれが今後私は公債発行の一つの形として一歩踏み出して行く、こういうことになつて行くのかどうか。

○説明員(高橋俊英君) まあ只今の御説で申しますとすね、先ほど私がこれと非常に似ているものを例として上げましたが、郵便貯金の種類の中に定額郵便貯金というのがございまして、これはその額が一定してございまして一つの債券に近いものでございまして、これはただ記名式でございまして、郵便貯金でございまして無記名ではございませぬ。記名式ではあります、記名式である無記名式であるといふことは、それが債券であるか否かといふことの區別にはなりません。これは当然でございまして、それを一つの無記名の債券に置き換へたようなものでございまして、若しこれが国債であるといふことになりませぬならば、郵便貯金、實際売り捌いておられますところの定期郵便貯金といふものも、やはり国債として扱われなければいかん、こういうところまで来るのではなからうか、ですからそれはまあ現に一方に例があるから、これも同じように扱つておるんだという一つの議論でございまして、これも主計局長もおつしやいましたように、いわゆる歳出の経費に充てるための歳出の財源とするのではなくて、得たる金を始めから全く財源としてこれを使用してしまふのではありません、運用するのである、こういう意味におきまして、これは通常の国債とは性格を異にしております。むしろ郵便貯金に非常に近いものである、こういう觀念から資金運用部資金として……

○木村八郎君 そういふ御答弁はおやめになつていいですよ。国債といふ

意味の何たるかは法律上はとにかく、経済的に見てこの小額債券が国債であることは明らかで、今言つた定額貯金とか何とかいうのと全く違つたので、これは一つの擬制資本の一種なんです。擬制資本の一種で、擬制資本の場合、会社が発行する場合は社債となり、国が発行する場合は国債となる資本蓄積の一つの方法なんです。併し今の貯金なんかとは全然違つたのです。それはもう少し公債の勉強をされたほうがいい、経済的に言つてそういうものが一緒にして我々にそんな答弁をされたのでは……、私はそれはおやめになつたほうがいいと思ふ。そういう御答弁では……、ですから、公債なんですから主計局長もはつきり公債とおつしやつたのですから、なぜ公債であるのか、その公債としての取扱いは排除したか、例えば財政法第十四條の規定、それから減債基金に関する規定、こういうものを一応特例を設けて適用しないという事になり、それから国債に関する法律も適用しないと、そういうことにはしてあるのです。ところが法律上はそういうふうにしても実体としては経済的な観点から見ればこれは国債です、どうしても、なぜそういう変態的な、こういう法律を出されたか、そのところを……。

する国債とあるのであります。で、あなたの財政法十四條とか言われるのは、一般の歳出財源に充てるための国債につきましても減債基金等をやつているのでございます。それから例えは食糧証券、これも国債でございます。併しこれには減債基金等ではございません。それから今度の貯蓄債券も国債でございますが、これは他の用途に貸付けするために発行するものであります。そこに階段がございまして、で、食糧特別会計のほうにおきましては、これは歳入歳出を予算として出して、その尻だけなしに全部の歳入歳出を予算で御審議願う、そういうことになつてゐる。だから資金運用部資金の特別会計は郵便貯金はどのくらい入るか、或いは簡易保険がどれだけ申込みがあるか、いろいろな強いて予算を以てきめる必要のないような特別会計であるのであります。従つてそれは損益の部分だけ予算で審議願う、こういうことになつてゐる。そこに段階がございまして、木村さんは非常に御勉強になつて誠に御尤もな御議論が多いやうでありますけれども、国債というこのカテゴリーを一つのものとお考えになつちやいけなかつたと思ひます。国の機関がそういうものを発行したのでございましてから法律的には国債でございます。国債の取扱ひにいろいろな段階がございまして、一般会計、特別会計、又ほかの特別会計と色々な種類がございまして、一つの国債でこれを皆当てはめろと言つてもそれは行かないので、特別会計にもいろいろな種類の特別会計があり、又経理のいろいろな仕方もありまして同時に、この電源開発を主として発行します貯蓄債券というものは一般の財源に充てる国債ではございませぬ。そういう恰好で、強いて発行額を予算に計上して御審議願うという形を取つておらんわけでありませぬ。その式でいいのではありませんか、そういうようなことになつておられます。

これは御了承願ひたいと思ひます。○木村八郎君 私は、これはよく御質問するのは、実は繰上費の問題について、特別法律を以て予算、歳入歳入以外にそういうまあ公債財源というものを求めて、そしてやればいいじやないか、そうしたときやはりそれは予算総計主義、この十四條から言つて、繰上費の場合、例えばイギリス、フランスのように単独立法を以て一つの事業会計に財源を與える。電源開発なら電源開発、そういうときに国のほうでは繰上費予算という形でやる場合、これはどうしても歳入のほうに入るけれども、私は繰上費を認める場合には、それを歳入から外して、外してというより特別にそれを法律を以てそういう財源を作つてやる、こういうことについてやはり大蔵当局ではそれは十四條の規定にどうもそぐわない。そういうものはやはり歳入歳入総計予算主義に反するといふ御答弁があつたのです。ですからこれもやはり私は一つの十四條の例外になるのじやないかと思ふのです。一種の例外になるのじやないかと思ふのです。一種の例外ですね。それで本来ならばやはり総計予算主義の精神から言へば、これは本当は入れたほうが望ましいのじやないですか。

○政府委員(河野一之君) これはどういふものを歳入とみるか、どういふものを歳出とみるか、これはいろいろ法律もあり、或いは慣例的なものもあるわけでありませぬ。おつしやるような趣旨は、そうしますと百億の国民貯蓄債券を資金運用部の収入金にして、それを歳入とする、これは一つの考へ方だと思ひます。それでは先ほど大臣が言われましたように、食糧証券を全部歳入とみて、そして米を買う金を歳出とみる、こういう行き方と同じようでありませぬ。併しながら現在の資金運用部の特別会計法においては、そういうものを歳入歳出とみておらない。従つていわゆる資産の出入りというものを歳入歳出とみないで、損益、つまり利子の支拂いであるとか利子の収入であるとか、そういうものを歳入歳出とみているわけでありませぬ。そういう特別会計にいきなりほこんとこの貯蓄債券の収入及び支出のみが出て来るという恰好は現在の特別会計法の建前としてややおかしい、又そういうものは食糧証券と違つた……同じ特別会計であつても違つた取扱をすべきじやないかという意味において、又そういうことが何ら弊害もない、こういう意味においてその貯蓄債券の歳入歳出及び貸付というものを外しておるのだ、こういうふうには御了解願ひたいと思ひます。

○木村八郎君 これは余り議論になりませぬからこの程度にしますが、弊害がなければ問題ないのです。私も議論的な質問をする必要はないのですけれども、資金運用部特別会計、これの郵便貯金というふうな形であるなら問題ないと思ひますが、公債という形をとる場合、これを歳入歳出予算から外しう形が一つの先例になつて来るという事は私は問題じやないかと思ふ。こういうことはやはりどうしても避けるべきじやないか、一応成るほど法律案としてこれは国会で審議されるのですから差支えないようですけれども、それは予算総計主義という立場から、公債というものを對してはそれが濫用されないうちに非常に嚴重な規定があるのですから、そういうものを作つた精神から見れば、私はやはりどうしてか、その第一歩を踏み出すのではないかと。まあ大きく言へば、講和独立後又公債々々と言つてだん／＼公債発行主義に移つて行く一つの例がここに出て来たのじやないか。電源開発の資金に弱つたものだから、非常に苦しんで窮余の策としてこういう形が出て来たのじやないか。そこで将来の濫用ということをややはり私は問題にするわけです。

○國務大臣(池田勇人君) これは大体国会で説明いたしておりますので、これは濫用じやありません。たくさん集まつて、そして電源開発のほうの資金が潤沢になれば、これも一つ経済行為であるので、若し木村さんのおつしやるように、郵便貯金なり、これも歳入歳出予算に入れましたやつた場合に、郵便貯金が六百億あるとか、或いは簡易保険が四百億あるのだというので歳入に挙げ、これと今度又見合つて歳出に充てる、こういうふうな審議を願つた場合に、郵便貯金は八百億集まつた、二百億は遊ばしておく、私はそういうふうなものはそのときの状況によつて、二百億超過したならばこれは貸付けていい。丁度今国会の当初頃金融債の引受はバランス・パジエツ

トの建前から資金運用部としてはしない、こう言つておりましたが、非常に簡易保険や郵便貯金というものが伸びて来た。政府の預金も資金運用部の中に出してある、こういうときに金融の引受も何にもできない、こういうことになる、資金運用部特別会計自体が一つの経済行為をする。そこで私は今のうちに歳入歳出を全部を出す予算形式よりも、特別会計のうちでもこういうものにつきましてはそのようにしないでいいのではないかと、こう考へておるのであります。あなたのおつしやるように郵便貯金も国の債務、いろいろありましようが、ただ証券の形をとつていないか、問題だけが、こう考へてみますと、私は資金運用部特別会計でこういう債券を発行いたしました、そして特別の目的のためにやるというふうなことは濫用ではない。若しそれでも郵便貯金がうんと集まつたらこれは濫用になるのだ、郵便貯金の預け入れ限度を超える、こういう議論と同じようになるのじやないかと思ひますので、あなたの議論は採らないでございませう。

○木村八郎君 それは大蔵大臣は余り抽象的に考へ過ぎていると思ふのです、それは資本の蓄積の方法は強制的な蓄積の方法は税金によつて取上げて蓄積する方法もあります。それから預金という形で蓄積する方法もあるのです。株式、社債、公債、こういう形で資金を集めて行く方法もいろいろあるわけなんです。ですから同じ国の債務ならどれでも同じだ、というふうなことでは余りに問題が抽象的で、そういう資金蓄積をやる場合にどういふ形を取るべきかということが具体的な問題

であつて、税金で取るか、或いは公債発行で取るか、或いは預金という形を取るか、どれが一番いいか。そこで問題になるのは、公債というものはむやみにこれを出すとではない、こういうことはもう財政法の精神である、これには非常に重要な規定があるわけなんです。ですから私はそれを言つておるのであつて、郵便貯金という形で集めるその運用についてどういふ形を取るのである、公債という形を取ることを問題にしてゐるわけなんです。それから資金運用部資金の銀行債の引受についても、或いは三百億引受けないと言つたのがこれはもう引受けなことにする。これはもう独立したのだから、つきり言つてもいいと思ふのですが、実は最初からもうそういうつもりでいたのを、まあいろいろバランスを合せるために無理にしたのであつて、それをもつとはつきり説明されたほうがむしろいいのじやないかと思ふのですが、当初から一応引受けのつもりで、計画しておきながら、引受けないかのごとく我々に変更された。そのころはもう事情が變つたから、つきり説明されても差支えないのじやないかと思ふのです。

○田務大臣(池田勇人君) 木村さんのお話に誤解がありますから申し上げておきますが、資金運用部のほうで金融債を発行するのじやないかということが、この予算のOKをもらいます時のキイ・ポイントであります。そこで或る向うのものが、そういうことを言つても大蔵大臣は金融債を発行するのじやない、こう言いましたから、とんでもない話だ、金がないのだから発行しないのだ、こういうのでOKをもらつて

来た。その当時は金がないから発行しない。従つて若し金ができたから発行いたします、金がないから発行しない、こういうふうな言つておる。然るにその後時間の経過がありました、この閣国会で説明いたしましたように、簡易保険も郵便貯金も余裕ができたから発行する、私は昔総司令部にいた人と話をしましたが、あの時には金がないから発行しない、今度は余裕ができたから発行すると言つたら、それは当然その通りだと、こう言つておるのであります。占領下だから、或いは占領下でないからと、こういう問題じやありません。誤解のないように申し上げておきます。

○木村八郎君 それは私がおかしいと思ふ。金融債を引受けないというものは、見返資金のほうで貸越になるの、それによるインフレを防ぐ意味で、資金運用部でバランスを合せる。金がないというのではなくて、金があつてもそれは金融債を引受けない。ですから引揚超過になるはずでございます。引揚超過にしなければ見返資金の貸出超過のバランスをとつて、このインフレ予算を中性化することができなかつたのであつて、どうも私は前の政府の説明と違ふと思ふのです。資金がないからというのではなく、資金運用部にはあつても、それを三百億引揚超過にしておかないと見返資金のほうで貸出超過になるからそのバランスが合わない、こういうお話だと思ふ。これはもう一応過ぎ去つたことなので、こういうこと議論に時間を費やすことは本意ではないのですけれども、どうも大蔵大臣の御説明は前の御説明とちよつと違つてゐると思ふのです。

○田務大臣(池田勇人君) これは私の財政経済政策の根本でございますから申し上げておきますが、金は六百十億前年度繰越しがございませう。ございませうが、その予算の編成当時にはこれだけの金しか入つて来ないから、そうして二十七年でこれだけ地方債或いはその他に支出したならば、金融債を引受ける余裕がない。二十八年度に同じように繰越す場合に、それから金融債を引受けたいと思ふと、こう言つたのです。然るところ二十六年頃から二十七年の三月頃までに予定以上に金が入つて来た。そこで金融債を引受けたいと思ふのですからあなたのお話と違ひます。

○下條善兵君 この法律の第一條に「資源の開発その他経済の再建のために緊要な資金の調達に資することを目的とする」とあります。又電源開発に貸付ける、こういう銀行局長の御答弁もありましたので、従つてこの百億の国民貯蓄債券による資金は電源開発であるとか、或いは増産とかいうような大企業の建設資金に貸出しするものだと、いろいろに了解しておいてよろしいかどうか、先ず承つておきます。

○政府委員(河野通一君) 差当り現在のところでは、先般も御説明申し上げましたように、大体電源開発公社と申しますか、新しくできる電源開発機関のほうへこの資金を廻す予定でございます。併し必ずしも電源開発に限つておりませんので、金融のよきな経済再建のために必要な資金につきまして、必要に応じて今後とも廻して行くことも考へておきます。差当りといは

ましては大体六十億程度を本年度として予定いたしております。これが今申上げましたような新しい電源開発機関のほうへ廻つて行くわけでありませう。

○下條善兵君 それではいま一つお尋ねしますが、この債券の発行によつて浮動購買力を吸収して云々というところが第一條に書いてありますが、私はこれは要するに零細な浮動購買力がそんなにあるとは考へられないのでありませうけれども、若しありとすれば、どういふ数字的根拠に基いて百億の債券を発行することが可能だといふふうに判定されたのか、その浮動購買力算定の根拠を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(河野通一君) 浮動購買力というものは金額的にはなかなか、はつきり申上げるわけには参りませう。私どもはこの浮動購買力を吸収する方法としてこれが唯一の方法だと思つておるはおりませう。たゞ、申上げておるように、非常に一般の金融機関における預貯金の吸収、又先般御決議を頂きました新しい方法による貸付信託、その他いろいろ方法でこれらの購買力を吸収して参りたい。而もそれを成るべく長い資金として吸収することが適当であらうと思ふ。現在仮に何億かの浮動購買力があつて、これを全部これで吸収しようといふことは考へておらぬわけでありませう。そこにございますように、他の一般の金融機関の吸収いたします資金と銜合いたすようなことにならぬような点も考へまして、大体年額百億程度で抑えてあるわけでございます。百億しか浮動購買力がないというわけではございませぬので、他

の機関が吸収いたします方法と並行してこの機関でやはり吸収して行く、いろいろな方法の一つとお考えを願いたいと思ひます。

○下條審判官 そうですと、私はもう少し統計的に見て、これくらいなものを貯蓄債券を発行しても大丈夫だといふ数字の根拠に基いてやつたものと思ひましたけれども、そうでなくて、ただほんの勘でこれくらいならば先ず差支えない、こういうふうにお考えを願はれるというふうに了解してよろしくございませうか。

○政府委員(河野通一君) 資金の吸収計画につきましては、先般大体貯蓄目標といふものをきめまして、本年度といたしましては大体六千八百億という資金の吸収の目標を立てております。勿論これはすべてがいわゆる浮動購買力ではございせんが、資金の吸収として大体目標を立てておきますのは六千八百億、その意味におきましては大体私どもが資金を吸収して行くという目標となつておる。ただ行き当りばかりで資金を集めて行くという事ではございせん。そういう目標に従つていろいろの方法で資金を集めて参りたいと、こういうふうにお考えを願はれたいと思ひます。

○下條審判官 そこで私大蔵大臣に一つお尋ねいたしたいと思ひますが、国民金融公庫のごときは本年度資金運用部資金が僅かに二十億で、非常に我々は公庫の資金が不足だということを指摘しておつたのでありますが、こうして零細な貯蓄を吸収して、それを全部電源開発のほうに振り向けるというふうなことは、まず、地方の中小企業の資金を窮乏にしてしまふと思ひますか。

○下條審判官 もう一点大蔵大臣に伺つたいと思ひますが、大臣は前回電源開発促進法の連合委員会、電源開発のための資金は千億や千五百億はわけがないから心配するなというふうな御答弁があつたのであります。そうかと思つて、こうしていろいろ零細な国民貯蓄債券のようなもので集めて電

源開発の資金に充てようという今の御計画と、どうも辻褄が合わぬように思ひますが、今大蔵委員の質問に対する答弁を聞いておられますと、非常にこの資金のコストが高くて八分六厘四毛になる見込みだといふことでありまして、そして会社に貸付ける場合には九分になると、いろいろ御答弁があつたわけでありまして、私は木村委員からも今意見が出たようでありまして、こういう資金はむしろそれを中小企業なり、或いは地方の公共事業なりのほうへ廻すことにして、もつと利子の安い外資のほうを廻されるほうが妥当ではないかと思つたのですが、この点に對して大臣はどういうふうにお考えですか。

第六部 大蔵委員会 議録第五十五号 昭和二十七年五月二十二日

も、大臣はこれに對してどういう御見解をお持ちですか、お伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) これは各方面に資金の需要があることは勿論でございます。併し我々といつたしましては地方の中小企業の問題を先ず考えましても、電力の不足によりまする中小企業のこのごむる御迷惑も甚しいものがあるのでございます。電力危機のときに先ずお困りになるのは中小企業のかたが大企業と同様にお困りになる。これらは何をおいても先ずやらなければならぬと思つておるのでございませう。併しこれ以外のお金につきましては、これはお話の通りに、従来は一般會計の出資ばかりであつたのでありますが、今回からは国民金融公庫の借入金ができるように制度を改めまして、そうして今後はこれを活用いたしまして中小企業にのほかにこれ以外の一般の資金ができるだけ行くようにいたしたいと思つておるのであります。従いまして商工中金につきましては相当出しております。又新たに設けられました国民金融公庫への貸付も、この資金運用部資金が先ほど来申上げましたように予定以上に多くありますので、そういう方面から貸付けようと思つておられます。

○下條審判官 もう一点大蔵大臣に伺つたいと思ひますが、大臣は前回電源開発促進法の連合委員会、電源開発のための資金は千億や千五百億はわけがないから心配するなというふうな御答弁があつたのであります。そうかと思つて、こうしていろいろ零細な国民貯蓄債券のようなもので集めて電

源開発の資金に充てようという今の御計画と、どうも辻褄が合わぬように思ひますが、今大蔵委員の質問に対する答弁を聞いておられますと、非常にこの資金のコストが高くて八分六厘四毛になる見込みだといふことでありまして、そして会社に貸付ける場合には九分になると、いろいろ御答弁があつたわけでありまして、私は木村委員からも今意見が出たようでありまして、こういう資金はむしろそれを中小企業なり、或いは地方の公共事業なりのほうへ廻すことにして、もつと利子の安い外資のほうを廻されるほうが妥当ではないかと思つたのですが、この点に對して大臣はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は予算委員会、お話のように電源開発資金はもうやす／＼できるという事を言つたんではございせん。第一に考えなければいけないことで、是が非でもこの分は資金は確保しなければならぬといふこと、さう言つたので、案に金が集まるというふうなことに取らなつては間違ひであると思ひます。私は今申上げましたように、六千八百億円の貯蓄目標を立てて、今までの貯蓄目標は常に上廻つておる、今度の六千八百億はどうかという問題のときには電源開発を一心に考える、こういうことを申上げたのであります。案に集まるとは思つておられません。而してこの金利は高いから、安い外資のほうを廻したらどうか、こういうお話でございませうが、そう外資は案々入るものではないので、できるだけ努力はいたして百方努めておりますが、外資が来るまで待つわけに行きませんので、この分は電力に持つて行く。九分になると言ひまし

ても、ほかに政府の分が無利子で参りますから、これは電源開発のコストといたしましては大体開発銀行から五十億、これが六十億ございませうから、四分六厘くらいの金利になるのでございます。とにかく今の金利情勢から申しますと、資金を集めるのに債券の発行にかかりますのでこの程度は止むを得ない、そうしてそつとやりながら事業を始める、そうして事業を始めれば向うも貸付ける気持になりますし、この事業を始めると同時に、向うからの貸付の前提条件として国際通貨基金への加入とか、今のような借金の拂い方を早くきめて、そうして日本の信用を回復する。それから外資の導入も忘れてはおりませんが、私といたしましては金を拂ふこと、そうして早く入れよう、こういうふうにお努力いたしたいと思つておられます。

○下條審判官 先般の連合委員会では小林委員の質問に、大臣は自信満々と言つておりましたが、そのときのお互いの議論はここでは議論いたしません。併し私は地方財政も非常に窮乏しておりますし、又地方債の起債は非常に大事な地方の財源となると考えます。一方、一方として地方から吸い上げた金はほん／＼電源開発のような事業に廻してしまふといふと、地方はだんだん困つて来ると思つたのであります。地方の今後の起債なんかに対して、大臣はよく考慮されてもつと緩和するといふ気があります。その点、一点だけ伺つておきます。

○國務大臣(池田勇人君) 地方債の資金運用部の引受は六百五十億見ておりました。昨年より相当増えております。二割以上増えております。而して

又地方債六百五十億では足りないといふ御要望もありますが、地方が独自に民間資金を集めるに成らばお集め頂くと、六百五十億とは別に八十億予定をいたしておきます。従来は公共団体が御自由に一般財源を集めるといふことは少かつたのであります。今度は八十億程度見ているのであります。而して従来例から申しましても、資金運用部の短期融資も相当あつたのであります。情勢を見てから考慮いたしますが、只今のところ昨年の五百億に對しまして六百五十億プラス八十億になつております。それで大体足りるのじやないかと考えております。

○下條審判官 もう一点だけ最後に伺つておきますが、今私その点で心配いたしておりますのは、先ほど銀行局長からは、この百億を發行することによりまして、一般の金融機関の資金の吸収に影響があらはれないかといふ意見も出たといふお話があつたのであります。そういう際、政府はこうしてどんだん地方の資金を吸収してしまふと、その地方で地方自治体が今大臣の言われるように一般からの借入をしようといふようなことを計画しても、先に政府のほうで吸収してしまふと、先にお集りできないような、そういう支障の起るようなことはありませぬか。この点を伺つておきます。

○國務大臣(池田勇人君) この財源、預金の元といふものは各方面に相当あるものでございませう。ただこの眠つている資金をいろいろの方法で集めること、これが第一であります。そうして又眠つてはいないが、国民の所得からできるだけ資本蓄積を協力を願つて、節約して貯蓄してもらつたのがその次に

又地方債六百五十億では足りないといふ御要望もありますが、地方が独自に民間資金を集めるに成らばお集め頂くと、六百五十億とは別に八十億予定をいたしておきます。従来は公共団体が御自由に一般財源を集めるといふことは少かつたのであります。今度は八十億程度見ているのであります。而して従来例から申しましても、資金運用部の短期融資も相当あつたのであります。情勢を見てから考慮いたしますが、只今のところ昨年の五百億に對しまして六百五十億プラス八十億になつております。それで大体足りるのじやないかと考えております。

大きい財源であります。これをやりま
すから、他の分に支障を来すという議
論もありましようが、やはり他の分に
支障を来さないようにして地方団体
でたくさん資金を集めるのが、この際
としては必要だと思ひます。

○大矢半次郎君 私はこの際大蔵大臣
に貯蓄増強と税制との関係についてお
伺ひいたしたいと思ひます。

貯蓄増強のために税制上種々考慮を
めぐらし、或いは法人税において積
立の課税を免すとか、或いは重要産
業の減価償却の特例を認めるとか、或
いは最近には無記名預金の制度も作
るとか、考慮され、又その実績も
着々挙つていられるのであります。併
しこの間日銀總裁がここに來られて
いろ／＼金融についての所見を述べた
そのうちに、やはり今後どうしても貯
蓄の増強には税制上天に考慮しなけ
ればならぬ点がたくさんあると思ひ、
自分は素人でよくわからないが、こ
う、というお話しでありましたが、又
大蔵大臣は各種の機会において、例え
ば無記名預金の利子に対する源泉の百
分の五十は高すぎるからこれを安くし
ようというふうなお考えも漏らしてお
られるのであります。舟山大蔵次
官は有価証券の取得税も高すぎるか
ら撤廃するように努力するということ
も、証券業者の会議等においても言
つておられるのであります。今大蔵
大臣はそういうふうな税制面において
貯蓄増強に処するために、どうい
うことを差当りお考えになつておるか、お
伺ひ頂ければ結構であります。

○國務大臣(池田勇人君) 今お話し
のやうな点を考慮いたしておりますし、
又生命保険だとか郵便貯金とか、或い

はその他の預貯金利子の免税の限度等
におきましていろ／＼の手があると思
ひます。これは私は総合的に
今少し……今いろいろの手を打ちま
した結果を見まして、相当思ひ切つた
資本蓄積の措置を取りたい。こういう
気持を持つていられるのであります。併し
今の郵便貯金その他の限度引上等の結
果を見まして考えたいと思つておりま
す。

○大矢半次郎君 私は政府の努力を大
いに認めますが、一方において或る程
度税制の面から言つて行き過ぎの点
があるのではなからうかという点を懸
念しておる者でありますので、その点
について大臣のお考えを伺ひたい。そ
れは先ず第一に、今普通銀行が割増金
附の定期預金を非常に熱心にやつてお
られる。先般大蔵大臣が言われた通
り、現在の割増金附定期預金は預貯金
の七割を占め、その額は四千億にも上
つていられる。こういうお話でありま
す。恐らく定期預金をやつておるもの
のうちで、割増金附でないものを出し
ておるものは、極く少数のものではな
からうかと思つております。而して割
増金附につきましては御承知の通り税
金が掛つていない、この点を利用いた
しまして、普通銀行が空しくしたの總
当りの割増金附をやつていられる。最
低のものでも、一千元について半年で二
十円の利息をつける。つまり税が掛ら
ないで四分に廻るような割増金附の形
で出している。それから無記名定期に
ついては同じようによつていられるので、
大臣がお考えになるような無記名定期
の税金を安くするところでない、無税
で以て非常に行われておるのでありま
すが、これはどうも私行き過ぎではな

かろうか、大体定期預金が割増金附を
認めたのは昭和二十二年か三年頃と思
ひます。この当時はインフレ進行中
で、どうしても定期預金のごとく長期
の預金は集まらないからして、できる
だけ長期の銀行預金を集める趣旨で行
われたのであります。その後経済界
もどん／＼安定して参りまして、定期
預金の額も増えて来た今日、割増金附
を利用いたしましてかくのごとく無税
の定期預金の横行するといふのは全く
行き過ぎでありまして、普通の、例え
ばたゞ／＼問題になる給與所得の課税
等と比較して均衡を失するのではな
からうか、こういうことはしばしば言わ
れる。それらの点からいたしまして
も、私はどうしても今の銀行の定期預
金の割増金附がかくのごとく盛んに
行われていられるのは必要の限度を越して
いる、負担の均衡を乱している。殊に
無記名定期預金は税制の盲点を利用し
て無税にするといふのは、どうしても
看過できないのではなからうかと思
ひますが、如何でしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) お話の通り
に割増金附の定期預金をやり、それか
ら金銭信託による無記名定期預金を認
める、いろ／＼な点がありますので、
私はお話しのように總当り式のものもあ
るやうでございしますが、これにつきま
しては、無記名の定期預金の利子の
五の多を變更する場合におきまして、
今の割増金附の定期預金を他につ
きまして、権衡のとれるやうに改め
て、行き過ぎのないやうなことをいた
したいと思つております。

部ではありません。割増金附の定期預
金で税を納めておるものは全国一つも
ないと思われまます。従つて非常に度
を越しておるので、これは研究してお
るというやうな生ぬるいことではいかん
のではなからうかと思ひます。そこで
そも／＼銀行局では、割増金附の制度
を初めて認めた折に、銀行局通牒を出
されて、いやしくも租税通牒の嫌いの
あるやうなことをやつてはいかんと
言つておるのであります。あの通牒の
趣旨から言つても、今は非常に行き過
ぎになつていられると思ひます。併し私
は、それかといつて、直ちに割増定期
預金を全廃すべきだといふことを申上
げておるのではありません。今日の税
制のもとに銀行預金に対する課税を減
免したのが、その運用の面において行
き過ぎとなつたのである。而して今日
の事態は非常に乱れている。實際から
言ひますと、殆んど銀行預金の利子は
課税を免れている。これは無記名有価
証券利子の課税との関係から言つて
も、著しく不均衡となつております。
その他事業所得、勤勞所得の方面から
考へても非常に不均衡になつてい
る。これをどうするか。私の考えでは今日
の段階において貯蓄増強が大事なら、
この際思ひ切つて昔の第二種所得税の
やうに源泉で百分の二十の税率で課税
するといふ方法が、国家の歳入の確保
の上から言つても又他の方面との負担
の均衡から言つても、税制の運用が明
朗化するといふ点においても非常に必
要だと思ひます。それをただ税法の文字の
上で形を整えて、實際はこのやうに乱
れておるのをそのままにしておくとい
うのは、非常に弊害があるのではな
からうかと思ひますが、如何ですか。

○大矢半次郎君 御趣旨のほどはわか
りますが、今すべての割増金附の定期
預金は總当り式になつておりまして一

○國務大臣(池田勇人君) さすがに立
派な御議論でございまして、そういう
見方がある。第二種所得税的に別個の
税率でやつたらいいじやないかとい
う考へも私は研究題目の中に入れてお
ります。その場合に二十の源泉課税に
いたしますか、丁度第二種所得税のこ
れは最低税率が〇・八から始まつて、最
高が三十六から四十二ぐらい、
その頃第二種所得税は百分の五でござ
いました。今最高税率が五十五となつ
た時に二十で行くか或いはもつと下
に行くか、私は税の簡素化として検討す
べき重要な議論だと思つております。

○大矢半次郎君 これはひとり銀行預
金ばかりでなく、無記名の有価証券に
ついては不均衡があると思ひます。今
の税制の建前は實際の運用で非常に乱
されておる。無記名有価証券も総合課
税される建前になつておりながら、実
際にはそれが行われていない。いろ／
／＼となんと申しましたやうか、盲点と申し
ますか、そういうものがあつて、これを
利用していろ／＼な事柄が横行するの
でございまして。これは困つた問題だ
と思ひますのであります。どうしてこの
点に大きなメスを入れまして、銀行預
金、有価証券を通じて、経済界の安定
するやうに案出されなければいけない
と思ひます。私は銀行局のや
り方を見ていられる。税制の穴を狙つて
脱税の共犯をやつていられるのではな
からうか、智能犯の協力をやつてい
るのではないかと気がいたします。主税
局もそれに押されて法文の上で満足し
て、實際の面は見えて見ないふりをして
いる。それが金融界、証券界の混乱
の因をなしている。それでですから私は
この際百尺竿頭一步を進め税制を極く

○國務大臣(池田勇人君) さすがに立
派な御議論でございまして、そういう
見方がある。第二種所得税的に別個の
税率でやつたらいいじやないかとい
う考へも私は研究題目の中に入れてお
ります。その場合に二十の源泉課税に
いたしますか、丁度第二種所得税のこ
れは最低税率が〇・八から始まつて、最
高が三十六から四十二ぐらい、
その頃第二種所得税は百分の五でござ
いました。今最高税率が五十五となつ
た時に二十で行くか或いはもつと下
に行くか、私は税の簡素化として検討す
べき重要な議論だと思つております。

○國務大臣(池田勇人君) さすがに立
派な御議論でございまして、そういう
見方がある。第二種所得税的に別個の
税率でやつたらいいじやないかとい
う考へも私は研究題目の中に入れてお
ります。その場合に二十の源泉課税に
いたしますか、丁度第二種所得税のこ
れは最低税率が〇・八から始まつて、最
高が三十六から四十二ぐらい、
その頃第二種所得税は百分の五でござ
いました。今最高税率が五十五となつ
た時に二十で行くか或いはもつと下
に行くか、私は税の簡素化として検討す
べき重要な議論だと思つております。

簡素化して、誰が見ても法文の通り運用せられておるといふことにして、而して取るべきものは取る、財政収入を確保するといふのがこの際取るべき賢明な道だと考えますが、如何ですか、

○國務大臣(池田勇人君) 税制の穴じやないので、税制には穴はないのでございませうが、穴を作つてそれから逃げて行こうという傾向になつておりますから、結果はお話の通りでありませう。私が大矢委員の御質問に対して、先ほどのお答えした一つの有力な税制改正の意見を申し上げたことは、今回御審議御決定を願ひました配当所得に対しまする源泉の二割の課税でございませう。これも配当所得は総合すべきものでございませうが、今の実態から申しますと、なか／＼総合しにくい、住所その他不定であつたり、とにかくそこまで行つていないから一応二〇〇取つておいて、それから後調整しよう、こういう思想も今の現状からいつて出た思想でございませう。これを推し進めて行けば預金については二〇〇なり、或いはただけかの源泉で取つてしまつて、そして総合の問題は今の税収入その他実態を見て、税率とも関係があります。私が、当分送りこんでしまつてい

る考へ方も一つの考へ方だと思ひます。配当はどうかと申しますと、配当は配当所得の金額が多いのでございませうから、これは源泉でやつて行くことは勿論行きませんが、預金につきましてもはそういう考へられられるのじやないかという気持を持つております。

○大矢半次郎君 それからも一つ、有価証券の譲渡所得に対する課税の件であります。これは先般当委員会において政府から最近三カ年間の課税実績

に関する資料等を出して頂いたのですが、総体の金額が少い。多くのものは税を免れてゐる。たゞ／＼つかまつておるものは相当多額のもの納めておるといふ工合になつて、非常に不均衡になつておる。殊に近頃のように会社の増資に當つて無償増資が盛んに行われるような場合に、これはとても実行はできない。この譲渡所得に対する課税はイギリスでは全然やつておりませう。アメリカではその一部のものに対して源泉で比例税で課税しておるといふような状況でありますから、これはやはり証券業者の要望の通り無税にすると同時に、不動産の譲渡所得もこの際当分の間無税にするといふようになりたしまして、銀行預金及び有価証券の譲渡所得に対する課税を租税特別措置法によつて当分の間きれいなさつぱり停止いたしました。産業界の発展の上で税制の上でも寄與できるように努めるべきではないかと思ひますが、如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 議論を離れて實際問題からいたしますと、御説の点誠に傾聴すべき点が多いのであります。十分検討してみたいと思つております。

○大矢半次郎君 それで最後に、国民貯蓄債券についてであります。これを銀行局長、高橋課長等から伺つておられますと、少し力を入れてやれば銀行預金等に影響するからと、びく／＼しておつて、割増金は成るべく附けないでやう、併し発行が悪かつたら附けようというやうな態度でおりますが、私はこれじや国民貯蓄債券を発行する意味はないと思ひます。一体これは明治以來すでに日本においても三回の経験

があるといふけれども、こういうやうなだらしない発行の仕方をしていない。割増金を附けるが、その代り利息は低くしておつて、そうして割増金附の興味で以つて浮動購買を吸収するといふのが、日本の過去の三回の経験なものであります。従つてこういう制度を考へる場合には、それらの点も十分お考えになつて銀行預金全般に対する方針、或いは有価証券に対する方針等も統一的に考へておやりになる必要があるのじやないか、如何にもこれは銀行業者の割増金附の預金に對してびく／＼して御機嫌を損じないやうなやり方をしているように思ひますが、如何でしょうか。

○國務大臣(池田勇人君) 誠に御尤もな御意見であります。併しこの問題は臨時金融制度懇談会の意見を聞きまして、それに調子を合したものでございませうが、お話のやうな点は私十分知つております。併しやり得ないといふのじやないのでございませう。この点は大蔵大臣にお任せ下されば今の預金課税の問題、それから割増金附の問題、定期預金の割増金附の問題、それから税率の問題、そしてこれの発行状況にやうにしてお話のやうな点がいよいようことになれば、いつでもできるやうに相成つてゐる。この点は一つ御了承願ひたいと思ひます。

○油井賢太郎君 この国民貯蓄債券の法案が通つていらく説明を伺つておられますと、大体今回のこの発行によつて得られるところの資金といふものは、浮動購買力の吸収ではなくて、大体が横流れの資金であるといふふうに我々は考へられるのですが、先ほど大矢委員からも抽せん附割増金を出すといふ

やうなことで、抽せんといふやうなことも考へて見たらどうかといふたやうなことであります。併し、そういうことをやれば或いは浮動購買力の吸収といふことに役立つかも知れませぬが、そういうことを差當つてはしないといふ以上は横流れ資金の吸収と思ひます。そういう点から見てこの際大臣が導入といふことは現在の政府で以つて吉田内閣成立以來もう何カ年か巨つて大きく言つてゐるのです。ところが實際においてこの国民貯蓄債券の大体一年間の吸収が六十億見当、その六十億と同じく外資導入が現在までにはやつていないといふたやうな経過になつてゐるわけですね。いわゆる声ばかり大きくて実効が上つていないといふことになつてゐるのです。今回又外資に関する法律の改正が出て、この外資の導入といふことについても現政府が積極的に乗り出すといふことの意味も窺われるわけでありませう。併し外資導入については先般日本輕金屬問題等については、大蔵大臣は何か根本精神と相反するものやうな御意見を持たれてゐるやうにも新聞には出ていたので、一体どの程度今後外資といふものを導入するのが我が國の經濟界に最も適當であるか、この根本方針をこの際伺つておきたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 外資導入につきましても、これはやはりドル自体が来るということになりますと、かなりそこに金融的問題が起ると思ひます。やはり国内經濟の運行の状況と腕み合つてやらなければならぬと思ひます。只今は外貨に相当持つております。そこでこの外貨を持つてゐること

につきますして外資導入に差支えのある場合があります。例へば日本はたくさん持つてゐるじやないかという議論がある。又他面には外貨が相当日本にあるから日本經濟は強いのだという信用の面から益することもあるものであります。大体私は日本ではほかの状況を見まして、六、七億ドルくらいのこと考へております。七億ドル或いは八億ドルあれば通常の……今の状態では貿易決済準備は六億ドルくらいではないか、そこで外貨の使用を今民間に懸念いたしてゐるのであります。今の日本の設備の近代化、或いは電力開発等には相当金が要りますので、私はできるだけ早い機会に沢山のものをに入れて、その外資にマッチするやうに産業復興をやつて行きたい、こゝろ考へて各方面の努力をいたしてゐる次第であります。

○油井賢太郎君 いずれこれは外資に関する法案の審議等において又大臣に詳しく伺ひたいと思ひます。併し先ほど申し上げました日輕金屬問題等についても、何か政府の取られた行き方に二つの流れがある。片方ではほとんど導入したいといふ希望、片方ではそれを阻止するといふやうに一致しないやうな感じを與えたのですが、この問題について、國民に明快なる政府の方針をこの際披露して置いて頂いたほうが都合がよいと思ひますが、如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 政府のほうで、外資導入について意見が分かれておるといふことはないのでございませう。事務当局間ではどういふ議論をしたか存じませぬが、私安本長官との意見は完全にこの問題でも一致してゐる

第六部 大蔵委員会會議録第五十五号 昭和二十七年五月二十二日 【巻終】

のであります。私は申し上げますが、先ず外資を日本軽金属が導入する場合において、外資により経済提携をした

ルで東洋一の工場ができます。この資産は非常なものであります。設備能力

七割の設備を持つてゐるものを安く不

○菊川孝夫君 国民貯蓄債券法に關連

い、こういうので鉄道公債或いは電通

なくてはむずかしいじやないかというよ
うな懸念も持つている次第であります
から、従つてこいつを一つ余り型には
めずにやるとするならば、大矢さんの
言われた割増金も一つ考えて、そうし
てそこへ吸収して、この資金運用部資
金から電通や鉄道へも出す、而も又建
設資金なんかも相当つけてもらわなけ
ればと思ふのですが、こういうことも
当然この百億やられるなかには考へる
うちに入つておられますか。電源開発、
電源開発で、電源開発のことばかりで
ございませうか、この点一つ……。

○国務大臣(池田勇人君) 差当りこの
六十億と見込んでゐるものは電源開発
のほうへ持つて行く考へでございま
す。併しこれは将来は郵便貯金、簡易
保険、厚生年金その他の預貯金の増加
によつてきまらるべき問題であります。
又電通、国鉄のほうの要求も将来起つ
て参りませう。又差し向きの住宅
公庫のほうなどもつと建てたいと言
つておられます、これはこれより別に
我々は労働者の住宅資金として、今ま
では設けておきませんでしたが、取りあ
えず十億ぐらいの労働者の住宅を特別
に建てたい、こういうふうな計画もい
たしておられますが、とにかくこれが殖
えますことは、他の方面にやはり好影
響があるのであります。預金部から電
源開発には出せないといふことにはな
つていないのであります。若しこれが
なければ国鉄や電通のほうへ行くの
か、電源開発に取られる危険もありま
したので、これを集めて行く、その
いう意味で、この分は永久に将来国鉄
のほうに行かないのだといふことは私
は申上げられません。差し向きは今事
務当局が説明した通りであります。

○菊川孝夫君 最後の一つ大臣に尋ね
たいが、この百億というふうに一応限
定されたのは、どういふ考へで百億に
されたのか、年百億発行といふのは。
○政府委員(河野一之君) 先ほどもち
よつと申上げましたように私どもとし
ては資金の吸収はいろいろ方法で実
は考へて参りました。而も一般の金融
機関による吸収がやはり本筋であらう
と思ひます。それらの点も考へ併せ
て、この資金をどういふ方面に使つて
参りたいかというふうな、資金の需要
面も脱み合せなければならぬ。百億
程度のものであれば一般金融機関の資
金吸収に大して支障も起らない。又当
面必要があれば政府で以てどうしても
投資をいたさなければならぬ方面への
資金として、百億程度ならば賅えるで
あらうというふうな、両面から実は考
えておる次第であります。

○菊川孝夫君 今の銀行局長の話で
は、その貯蓄債券を発行する場合に
は、貯蓄債券に主力を注いでこれらの
徹底を図つて、極力これを活用したい
といふ、僕ら覚えてゐるのは関東震災
と日支事変のときであります。随分
これを次から次と発行してやつたわけ
であります。ところが今度は控へ目に
して百億、今日の金で百億といふのは
微々たるものだと思ふのですが、四大
証券の投資信託にいたしましたもこれ
と比べまして全く子供騙しのように思
うのであります。ここから考へると百
億に限定しなくても、私はどうせそう
いふふうな資金運用部を集めて、必要
なほうへ廻すといふなら結構だと思
ふのであります。従つて額を百億に限
定しなくてもいい。これはやはり銀行
やその他の金融機関からの牽制も相当

あるように考へるのであります。事
実そういうことを、牽制と言つては語
弊があるかも知れないが、よその支障
を来さないようにということ、そこ
もここも八方美人に一つやつて行こ
う、こういうあなたのお考へで百億に
限定したのであるか。
○政府委員(河野一之君) 金融機関か
らの牽制といふ意味じやないのであり
まして、いろいろ方法で資金を集め
る。而もこの仕組によつて調達されま
した金は、大体先ほど御説明申上げま
したような電源開発とかさういつたも
のに充てて参りたい。この需要面から
見ましても差当り百億程度のもので大
体資金は足りるのであらうといふ点が一
つ。それから今申上げましたような点
から、各一般金融機関の資金吸収と
も、これはいろいろ意味で適合する
わけでありませうから、そこはやはり
全体の立場から見まして、政府が発行
するといふ特殊なものでもございま
す。金額的に今の需要面とも脱み合
せながら、或る程度の限度は置いて行
くのが適当であらうといふ考へ方から
限度を置いたわけでありませう。

○菊川孝夫君 そうするとこれでは余
り魅力がないから集まらんといふわけ
で百億、このくらいで精一ぱいだらう
といふのか、それともよその邪魔をし
てはいかんから百億にしたのか、どち
らですか。
○政府委員(河野一之君) 大体今申上
げましたように、資産の需要面とも脱み
合せました考へたのでありまして、こ
の政府が発行いたしますもので非常に
金を集めようと思ひますれば、條件次
第によつては相当集まるわけでありま
す。それはやはりおのずから一般の金

融機関の資金吸収のルートと善しく鏡
合しないようにして行かなければなら
ん、そういう配慮を加えてどういふ
うになつておるわけでありませう。こ
の程度しか集まらんのだらうといふこと
は必ずしもないのであります。
○委員(平沼潤太郎君) それでは設備
輸出為替損失補償法案についてお願
いたします。
○小林政夫君 問題を変えまして、設
備輸出為替損失補償の問題で大臣に
一点だけお聞きしたい。為替損失を補
償する制度を創設されることは、これ
は非常に結構なことではあります。補
償料の点が大体二パーセント、二分に
なるわけでありませう。そこで輸出入銀
行の貸付金利は年七分五厘、補償料を
合すると九分五厘となつておる。他面
プラント輸出の競争相手である西ドイ
ツ等の金利が五分といふよりな点と比
較すると、なか／＼日本のプラント輸
出といふことはできにくいのじやない
か。すでに現状でも輸出入銀行は閉店
休業状態のようなことで、非常に資金
が遊んでおるといふことはプラント輸
出がないといふことではあります。従つ
てこの法案を作つても、この法律がで
きるのを待つていて適用を受けよう
といふようなケースもないやうな状態
であります。そうならば、なお更補償料
の負担といふものは、勿論この補償し
てもらふかもらわれないかといふこと
は業者の任意であつて、希望者だけがや
ればいいのだといふ事務当局の説明で
あります。併し日本の現状から言つ
て為替損失の考えられるやうなところ
へ是非プラント輸出をして、必要な原
材料の輸入をやるといふことが必要な
わけでありませう。特に東南アジアの開

発等については、そういうことが必要な
ので、この業者の実質上の負担とい
うものを軽くする意味において、輸出入
銀行の金利等についても別途考慮する
必要があるのじやないか。その点につ
いて大臣の御見解はどういふふう
に思つておられますか、お聞きしたい。補
償料のことについては、あなたからお
答へになつてもよろしいですが……。
輸出入銀行の金利の引下げということ
ですが、これは一般の金利水準と関係
するかもしれないが、併しこれは特
別なケースであつて、そう一般の金利
水準といふことを念頭に置かれる必要
もないと思ひますが。
○政府委員(酒井健策君) それでは先
ず補償料の件でございませうが、これは
法律の四條にもございませう。為
替相場の変動の見込み、その他事務の
取扱ひといつたようなことを繰込みま
して、まあ約二割程度は補償料を納め
て頂きますと、国といたしましては
五年先といふやうな長い期間補償する
わけでありませう。その間若干変動に
よる損失も見込まれますので、その程
度は止むを得ないのじやないかと考へ
て、二割程度に考へておる次第であり
ませう。尤もこの二割を拂ひますに当り
ましては、輸入銀行から貸出します場
合に、この補償料まで含めまして一応
貸出すことにはいたしますので、業者と
しての金融的な負担は、この面からは
ないやうに考へておる次第でありま
す。

○国務大臣(池田勇人君) 輸出入銀行
の金利七分五厘は高過ぎるではないか
というお話でございませうが、私は安
いのに越したことはないと思ひます
が、今の金利水準を著しく変更するよ

うなことがありまして困りますので、今少し様子を見たいと考えております。お話の通りに行き詰つたではないかと、私はいくつかのお話でございませ

金利ばかりの問題じゃないと思ひます。○木村義八郎君 簡単なことですが、さつきの電源開発法案に基く政府の出資について開発銀行から五十億出資される。それから貯蓄債券の収入によつて六十億、合計百十億、開発銀行から出資するものは無利子ですか。

原材料を大部分得る地域から……大部分というのはい過ぎであります。相当の部分を得る地域から仰いでおるわけでありませう。而もそれによつて作られた生産品は多くドル地域以外のおところへ行くというふうな形になつておる。これは将来の国際收支を考へて行きます場合に、やはりさういふ不均衡というものを是正して行きます。そういふ見地にございまして、できるだけ重要原料をポンド地域なり、オープン・アカウント地域なりという米ドルでない地域から多く入れるようにいたしたい、ところがこの地域におきましては、まだそれほど経済力が進んでおりませぬので、日本に対してさういふ重要原料を多く供給する力が現在ない、そこでさういふ地域に対して設備を輸出いたしました。これがその結果

が非常にあいまいになりがちなのだから、なぜ一歩進めてプラント輸出全部に対してこの法律を適用するというふうに進めなかつたのか。さういふふうには考へます。東南アジアを主になすつたのでありませうが、南米も出て来るのでありませうし、又その他の場合も同じようなことが起らぬとも限らない。さういふようなことを考へて行きますと、さういふどつちにも向くように、窮乏な解釈を残すものでなしに、一般的にプラント輸出は全部さうするといふことができなかったのか。序でもう一つ伺いますがこの法律をお出しにならぬでも、過去にありました輸出保険法、あつたものにちよつと附加することによつてできなかったかどうか、この二つをちよつと伺ひします。

きましてオープン・アカウント地域に属する国が多うございませう。従つてさういふ方面に対しても勿論考へるわけでございます。それから輸出信用保険のほうで行けなかつたかどうかという問題であります。これは信用保険のほうは相手国における戦乱でありますとか、或いは経済上の事情で金が取れなかつたというふうな場合の問題でございませう。ところがこの設備輸出が替換失補償となりませうと、これは国が替換相場を變更するといふ行為によつて生ずる補償でございまして一種の何と申しますか、先ほどの保険とは若干觀念が違ひます。強いてあの法律に取入れれば取入れられないこともないと思ひますが、觀念的にはこれは補償でありまして保険の觀念と若干違ひますので、別の法律を設けたほうがはつきりするのではないかとさういふので設けた次第であります。

先ず東南アジアを主にせず、南米その他に二つ開拓をしたらどうか、南米のほうは、御承知の通り民度が高くございまして、例えば自動車の輸出とか、いろ／＼なものがあるようでありませう。最近私は輸出銀行の調査の者に向つて、南米のほうの市場開拓に行つたらどうか、行つてみようという点も低いに越したことはないと思ひます。併し今急激に下げるといふわけには行きませぬ。まあ東南アジア開拓の旗印の下に、南米と成るべく協力するようにする。さうして東南アジアの民度の上昇等をみながらやつて行けばいいんじゃないか。御承知の通りこの輸出入銀行をこしらへました当時と、今の貿易その他の状況とはちよつと變つて来ておりまして、今スランプの状態だ。で、南米のほうの開拓に行つたらどうか、さういふ氣持を持つております。

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(河野通一君) 代つてお答えいたします。これは出資でございまして、貸付けではございませぬ。一般の出資と同じように無利子であります。

○本村義八郎君 あれは政府で出資するはずであつたのが間に合はないで、開発銀行からまあ融通する形になつた。将来、今度は政府出資に振り替へるといふことになるのですか。

○田村文吉君 それでは大臣に一つだけお尋ねをいたしますが、設備輸出が替換失補償の問題ですが、第一條の損失補償が重要物資の輸入の確保に貢獻する設備輸出に限られておるといふ点に、私もちよつと不満を感じておるのですが、一般のプラント輸出全部までなせしてはいけなかつたのか、この点をちよつと大臣から……。

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

○政府委員(酒井俊彦君) それじや私から代つてお答え申し上げますが、差当り現在のところ我が国といたしましては、貿易の形は御存じのようによつて重要な

○田村文吉君 大事な問題だから……、この法案を提出された根本理念ですね。

○田村文吉君 今のことは初めの政府委員の説明にあつたので承りました。おるのではありませんが、さういふことに關係があるとかないかということの解

○田村文吉君 ちよつと待つて下さい。大蔵大臣に対して、実は設備輸出のこの為替損失補償は貿易政策に關係があるのです。これは通産省のほうからも聞きたいのです。私は大蔵大臣に対する質問はもうないのですけれども、通産省のほうを聞きたいのです。さういふ含みを持たして……。

○委員長(平沼彌太郎君) 大臣に対する質問は終了したものと認めて……。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○溝淵春次君 ちよつとその前に……四月二十五日の参議院の建設委員会、深水委員からの御質問に対して調達庁の意見があつたのですが、大蔵当局の意見を聞いておきたいと思ひます。講和前の進駐軍用の營業用の店舗等の被接収財産に対して、今後の駐留軍のものも同様に營業補償をすべきものがございませうか、という深水委員の質問に対して、調達庁の政府委員から御趣旨に副うように、營業補償をするように努力するという答弁があつたのでございしますが、やはり所管は大蔵省主計局の關係にもなると思ひますので、主計局長さんか、或いは主計官殿からこれに対する御意見を承わりたい。

○政府委員(河野一之君) 占領中の接收を受けました店舗或いは百貨店いろいろあるわけですが、それはまあPDで接收をされておりますが、お互いに一応契約といふことになつておるので、従つて賃貸料を拂つておるのでありますが、接收に伴う事実上の損失についてどうという規定にはなつておりませんで、ただ接收が解除になりました場合に、これを原状において回復するといふ規定にはなつております。従つて法律上は補償の問題は起らないのでありますが、併し諸般の事情に鑑みまして、例えば農地が或る程度の離作料を出しておるといつたような事情ともかみ合せまして、或る程度のこととはなさねばらんかと思ひます。ただまあいろいろな權衡の問題もございまして、又財政の面もございまして、今後新らしく土地その他の收用、土地收用法等の特例によつて行われるものと同様にとりわけには必ずしも参らん

のでありますが、できるだけのことはいたしたいというふうに考えております。

○溝淵春次君 今の御答弁で大体わかりましたが、こういうことだけ申上げて希望條件を申上げておきたい。この終戦後において進駐軍が使つておりました店舗は、結局その接收された会社なり個人なりのその犠牲において、全体の國民なり國が利益を受けておるのでありますから、独立後において今後駐留軍の運用のものに対して營業補償をするという建前をとるならば、やはり講和條約批准前の被接收店舗についての補償も十分勘案して頂いて、それらの人々の希望に成るべく副うように努力をして頂きたいことの希望を申上げておきます。

○委員長(平沼彌太郎君) 本日の委員会はこれでもつて散会いたします。

午後一時五分散会

昭和二十七年六月九日印刷

昭和二十七年六月十日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所